

整備管理者選任後研修の申込み受付について

平素は、当協会の事業活動に対し、格別のご理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、中国運輸局広島運輸支局長から、貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4の規定に基づく標記研修の実施について公示がありましたが、広島県トラック協会会員事業所の皆様には、公示のとおり「ひろしまトラック広報9月号」にて、改めてご案内する予定にしております。

研修の申込方法等につきましても、「ひろしまトラック広報9月号」に掲載致しますので、今しばらくお待ち頂きますようお願い申し上げます。

【参考】中国運輸局広島運輸支局 公示

(下記アドレス又はQRコードからご覧ください。)

<https://wwwtb.mlit.go.jp/chugoku/content/000301571.pdf>



1. 研修対象者

自動車運送事業の整備管理者（道路運送車両法第50条の規定により選任されている整備管理者に限る。）であって、次に掲げる者。

(1) 今年度新たに選任された者(※)

ただし、今年度に整備管理者選任前研修を受講した者はこの限りでない。

(※)「新たに選任された者」とは、当該事業者において整備管理者として初めて選任された者のことをいい、当該事業者において、過去に整備管理者として選任されていた者や他の使用の本拠の位置で選任されていた者は、これに該当しない。

(2) 令和4年度の整備管理者選任後研修を受講していない者

2. 注意事項

受講義務の無い方の受講はご遠慮ください。

以上